

大都市制度（特別区設置）協議会

《第33回議事録》

■日 時：令和2年2月26日(水) 10:00～11:09

■場 所：大阪府庁 大阪府議会 第1委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、三田勝久委員、河崎大樹委員、横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、(名簿順) 中村広美委員、広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、北野妙子委員、川嶋広稔委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

おはようございます。定刻となりましたので、第33回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席頂いておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日の進め方についてですが、まずは協定書に関しまして3項目の資料をお手元に配付いたしております。この内容についてご協議頂きます。1つ目が前回の協議会で未提出となっておりました資料1「協定書（案）別表」とその内容を反映した資料2「特別区制度（案）財産・債務」の時点更新版、2つ目がこの間の国との事前協議の状況をまとめた資料3「協定書（案）の事前協議について」、3つ目が東京都北区と中央区に特別区の名称についての意見照会をいたしましたので、その回答内容などをまとめたものです。資料4「特別区の名称について」のこの4点です。その後、前回の協議会でご提案のあった資料5「区役所（地域自治区の事務所）の事務と組織体制」、資料6「災害対策及び体制」、資料7「市民利用施設（集客施設等）における優遇措置について」の協議に進みたいと思っております。なお、参考資料といたしまして、各特別区の状況や統計データなどをまとめた資料8「特別区の概要」をお手元にお配りしております。特段のご説明はいたしません。協議の参考としていただきますようよろしくお願いをいたします。

本協議会は、多くの府民、市民の皆様方がインターネット配信をご視聴されております。発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名してから、マイクを通してご発言頂きますようよろしくお願いをいたします。

それでは議事に入りますが、まず、協定書に関する事項について、資料1から4までをまとめて事務局から説明をしていただきます。

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

資料1をご覧ください。作成中でありました特別区設置協定書（案）の別表第2－4財産処分及び第2－5財産・債務目録を作成いたしましたので、その内容について説明をいたします。

これらの別表につきましては、現時点の直近の決算となります平成30年度決算時点での市公有財産台帳管理システムデータ及び決算資料等を基に作成をいたしております。

資料1を1枚おめくりいただきまして、別表第2－4財産処分をご覧ください。

大阪市が保有する財産につきましては、制度案に基づく考え方で仕分けをした結果として、特別区等に69.3%、大阪府に30.7%承継されます。また、債務負担行為については、特別区等に50.1%、大阪府に34.7%承継をされます。既発の大阪市債につきましては、全て大阪府に承継されることになります。

さらに資料を1枚おめくりいただき、別表第2－5財産・債務目録について、3ページをご覧ください。

総括表として、承継先ごとに承継する財産、債務の金額等をお示ししております。

次に4ページ、目録の数値については、本目録作成に当たっての基となるデータをそれぞれお示ししております。土地・建物・工作物については、平成31年3月31日時点の大阪市公有財産台帳管理システムデータ、債務負担行為については、令和元年度9月補正後予算ベース、その他の項目は平成30年度決算資料の数値などを基に目録を作成しております。なお、令和元年11月末日までに処分された財産につきましては、関係各局に現況等の確認を行い、除外をいたしております。また、本目録の内容につきましては、特別区の設置の日までに取得、処分等により生ずる財産債務の移動に伴って、数量や金額が移動することがございます。

次ページ以降で承継する財産等を個別にお示ししておりますので、後ほどご覧ください。

また、本資料の作成に併せて制度案のデータを時点更新しました資料2「5財産・債務（時点更新版）」も作成をいたしておりますので、これにつきましても後ほどご覧頂ければと思います。

以上、財産・債務関係の資料1及び資料2の説明は以上となります。

続きまして、資料の3、協定書（案）の事前協議についてご説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ、事前協議の経過についてでございますが、昨年12月26日の第31回協議会におきまして、特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性が決定され、会長から協定書（案）の作成及び国との事前協議の開始についてご指示を頂きました。これを受けて、本年1月6日に総務省宛て事前協議を依頼して、2月5日に総務省から各府省の質問・意見が送付され、これらに対する回答を2月18日に総務省に送付いたしました。

1ページ下段の事前協議の状況ですけれども、協定書（案）に対する修正意見を2件頂いたほか、記載事項の趣旨確認等に関する質問・意見が31件ございました。このうち協定書（案）に対する修正意見については、2ページに記載のとおり、協定書（案）の文面の書きぶりや根拠規定の追加に関する内容でありまして、制度案には影響がありません。その他の意見や回答につきましては、別添資料「各府省の意見・質問とそれに対する回答」に記載しておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

なお、1ページ下段に記載しておりますとおり、今後も引き続き協定書（案）について、今年度中を目途に事前協議を行いまして、適宜その状況を協議会にご報告させていただく予定としております。

資料3の説明は以上です。

(今井会長)
大下部長。

(事務局：大下制度調整担当部長)

引き続きまして、資料4、特別区の名称についてご説明させていただきます。

表紙めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

自治体の名称を定めるに当たりまして、先行して同一名称を使用している自治体がある場合には、自治省事務次官通知に基づき、協議が必要となります。このため、特別区のうち中央区及び北区につきまして、先行自治体である東京都の中央区及び北区との協議を実施しております。具体的には、令和2年1月20日に協議会会長名により両区に対しまして、名称候補の使用についてご理解を賜りたい旨の文書を発出したところ、中央区からは「同一名称の使用はできるだけ避けていただきたく、協議会においてご検討いただきたい」といった旨の意見を、北区からは「基礎的な自治体としての北区は、本区唯一のものであることを希望するため、協議会にて再度ご検討いただきたい」といった旨の意見をそれぞれ頂いたところでございます。

こうした意見が両区から提出されたことを受けまして、本協議会において、中央区及び北区の名称の取扱いにつきまして本日ご議論頂き、その結果をもって両区へお伝えする必要があると考えております。

なお、本件について、総務省からは、当事者間でよく話し合い、調整すべきものとの見解を頂いており、両区との協議状況につきましては、総務省へも報告することを予定しております。

次に、2ページをご覧ください。

上段には、自治省事務次官通知の内容を、下段には過去の実例を記載しております。国の通知以降に誕生した自治体で現在名称が重複しておりますのは、北海道伊達市と福島県伊達市のみとなっております。このケースでは、先行自治体である北海道伊達市が福島県伊達市側に対しまして、最終的なスタンスとして「異議を唱える立場にはない」との態度を示されたことを踏まえまして、福島県伊達市側が自身の主体的な判断として問題がないと結論づけ、同一名称の使用に至っております。また、その下には先行自治体の意見を踏まえて配慮した事例といたしまして、茨城県鹿嶋市、沖縄県宮古島市、愛知県みよし市の事例を記載しております。

3ページをお開きください。

参考①として、東京の特別区と政令指定都市行政区の名称一覧をお示ししております。右側の下段に記載のとおり、本市以外の政令指定都市では中央区が8市、北区については10市がそれぞれ行政区の名称として使用している状況にございます。

その下の4ページの参考②につきましては、前回住民投票時の区の名称決定に関する経過といたしまして、東京都の中央区及び北区からの意見も含めましてお示しをしております。

事務局からの説明は以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明のあった項目のうち、特別区の名称については、国のほうも当事者間でよく話し合い、調整すべきということになっております。したがって、まずは東京都の中央区長と北区長からのご意見を踏まえた上で、特別区の名称についての協議をしていただきたいと思っております。ご意見などありましたらよろしくお願ひいたします。

守島委員。

(守島委員)

維新の守島です。

まず、中央区と北区の名称についてですが、両名称はこれまで大阪市民にとって、また、大阪経済の中心地として広く認知されている名称と認識しております。また、全国的にも同様の名称は存在しており、かつ、それぞれが長い歴史の中で定着しているため、東京の特別区と同一名称にすることによって大きな混乱が生じるものではないと考えています。

中央区、北区ともに大阪経済、関西経済においても中心的な役割を担ってきた区の名称であり、素案における区割り等とも関連した議論の中で協議がこの間進められてきました。よって、北区、中央区の名称変更の検討に応じるのではなく、東京と大阪において、それぞれの特別区間における相互連携の下、都市の発展に結びつけていくことこそが住民の皆様にとってプラスになると考えております。

よって、維新の会としては、これまでの協議どおり北区、中央区の名称で進めていただきたいと思っております。

以上です。

(今井会長)

西崎委員。

(西崎委員)

特別区の名称についてでございますけれども、北区、中央区は、大阪の歴史におきましても、ともに市民になれ親しまれた区名と認識しております。住民の代表で構成されました協議会において、これまで長きにわたりなれ親しみ、愛着のある北区、中央区を特別区の名称として協定書(案)に盛り込んだこの思いを、再度東京の北区、中央区にご理解頂けるようお伝えしていただき、納得していただけるよう取り計らっていただきたいというふうに考えております。

よって、協定書(案)どおり北区、中央区のままで進めていただきたいというふうに思っております。

(今井会長)

ほか、ご意見ないですか。はい。

特にご意見などがなければ、この協議は終了といたします。ここでの議論を両特別区及び総務省へご報告したいと思います。私のほうでまとめさせていただきます。

本日の協議では、東京都の中央区、北区から再検討してほしいとのご意見がありました。しかし、中央区、北区という名称は行政区名としてなれ親しんできたものであり、原案どおりとすべきとの意見が多数であったかと思います。また、原案どおりで進めるに当たっては、再度、東京都の中央区、北区と再度調整する必要があるかと思います。協議会の方針としてそのように取り計らいたい、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今後、この件に関する関係機関との文章等のやりとりなど事務手続が生じますが、私のほうにご一任頂けたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、残りの項目に移りたいと思っております。

協定書（案）の別表、国との事前協議の件について、何かご意見等ございますか。

川嶋委員。

（川嶋委員）

確認だけなんですけれども、国との事前協議を開始されてるということなんですけれども、法律、法令改正についてはどんな事項について協議を行ったのか、ちょっと具体的な例だけ、具体的に教えていただけますか、確認です。

（今井会長）

それは事務方に。

（川嶋委員）

事務方に。

（今井会長）

榎下部長。

（事務局：榎下制度企画担当部長）

法令改正の協議ということなんですけれども、今回協定書全体を事前協議、各省庁に対してやるに当たりまして、さらにより特別区の自立性を高めるという観点から、法改正ができないかどうかという相談をさせていただいたということです。具体的な事項につきましては、教職員の給与負担の権限でありますとか、身体障害者更生相談所の関係、母子寡婦福祉資金の関係と、あと建築主事の設置の関係について、協議といたしますか、法改正の可能性についてご相談を申し上げたというような状況でございます。

（今井会長）

川嶋委員。

（川嶋委員）

会長すみません。前の特別区制度（案）の事務の25に書いてある、「国に法令改正を協議」と書いた、ここの項目のとおりでいいんですね。確認だけ。

(今井会長)
榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

既に記載しておりますのは、条例で地方交付税を加算する額についての法令改正でありますとか、あと児童相談所の政令指定でありますとか、公害健康被害補償法の関係の政令指定でありますとか、あと都区協議会に関する地方自治法施行令の改正ですとか、そういうところについては協定書全体の協議ということで協議をやらしていただいてまして、今回、一部ご意見・ご質問を頂いている状況でございます。

(今井会長)
川嶋委員。

(川嶋委員)

確認だけで、最初のときに教職員云々と言ったのはどんな内容でしたっけ。これ僕、地方公務員の共済組合のあれかなと思ったけど、それは関係ないね、最初の教職員というのは。

(今井会長)
ちょっと待って。榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

教職員の共済組合とは関係ございません。基本的な事務分担について、今、制度案として固まっております。それはそれで重視しながら、その基に進めております。

あと、将来的なことも含めて、さらに特別区の権限についてさらに拡大できるような余地がないのかどうかということを、将来に向けてより特別区の自立性を高めるという観点から、一部の事務について、可能性を相談しているということです。

(今井会長)
川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません。すみません。えっ。教職員のやつは具体的にどんなことを確認してますか。ちょっと気になったんで、ごめんなさい。

(今井会長)
榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

教職員の人事権については今回の制度案でも特別区の事務というふうに整理をさせていただいています。それに加えて、給与負担の事務については今、大阪府の事務というふうに仕分けをしておりますけれども、これ一体的に運用できないかどうかということで、特別区が担うというふうなことが可能かどうかということについて、ご相談をさせていただいているということです。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

えっ、それは、これまでのこの場で議論ってありましたっけ。特別区制度（案）の中とか、そんな話、今までそんな給与の話とか出てました。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

制度案では、義務教育、教職員の権限につきましては、教職人事権は特例条例で、給与負担については現行国の国庫負担制度がありますので、これは特例条例で移譲させることができないということで、従前の政令市に税源移譲と給与負担が移譲される前の状態に戻す形で、都道府県のほうに給与負担という形で整理しておりました。ただ、この国との協議に関しまして、国と協議するに当たって、できるだけその権限実現に当たっては、法改正すればいいものについては国と協議するようという、当協議会でのご意見も踏まえまして、教職員人事権自身は特別区で担うという、そこは変えずに、より今とできるだけ同じ形にできるように国庫負担も特別区、税源移譲も特別区という形がもし実現できるならばそのほうがいいだろうということで、国に今、相談してるところです。

ただ、これについては、今現在、別に国のほうで了解が得られてるわけでも何でもなく、そういう協議を相談レベルでしてるということです。仮にまとまることがありましたら、その旨、こちらの協議会にも報告させていただいて、取扱いについては協議頂く必要があると思いますけれども、現時点での協議内容としては、現協定書のとおり、教職員人事権については特別区、給与負担については大阪府というままの形で、今、協議、お願いしているところでございます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

ちょっと僕が理解できてへんのか分からへんけれども、教職員負担は府やったのを、今、法令の関係で府やけれども、国と相談してそれを特別区に、財源も国庫負担も含めて入れますよということになったら、これ財政調整制度も含めて、もう1回議論し直さなあかん

のちやうの。それ、誰の指示でそんな事務局、勝手に相談してるんですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

これ前回、国との協議に関しまして最後意見を頂いたときに、基本、特例条例で進めることはオーケーやけども、できるだけ法改正したほうがより権限が安定するものについては国との協議で検討してほしいというお話を受けて、私ども検討したものでございます。ただ、財政調整制度変わるかといいますと、それは変わりません。自動的に国の制度が動けば財政調整についても、その事務に応じて財源を配分するという仕組みにのっとってやるだけでございますので、財政調整制度が変わるというものではございません。今の制度のままです。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

ちょっと記憶が定かではないんですけど、多分私が発言したのかなと思うんですが、特例条例じゃなくて法改正による検討の余地を国との協議を続けていただきたいという旨の発言はこの協議会で確かにあったと記憶してまして、財政調整云々のところは、すみません、僕もちょっと分かってなかったんですが、確かにここで協議したのは確かだと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

意見があったからと言うてたんでね。意見があったからと言ったら、それやったら僕らも意見言うてるじゃないですか。例えば財政調整財源にね、地方交付税を含めることについて、地方自治法が確実に改正されるのか懸念をしてきたし、臨時財政対策債可能額のね、臨財対策債かて入ってる分だっておかしいよね、法改正できへんね。っていう意見言うてたけれども、そういうレベルの意見でしょう。取りまとめの中で具体的に、その意見は出たけれども、教職員の話って実は大きいじゃないですか、金額が。金額が大きいのと、今だって、府から政令市に財源も権限移譲されたときに、単費でかなりしんどい状況になってるっていうことが大阪市あったわけですよ、教職員の給与負担ね。だからごっついこれ特別区に負担増えるんですよ。それを何でそんな知らん間に国とそんな調整、こんな意見出たからってしてるのかが僕、ちょっと分からへんで、事務局、それ勝手にやったん。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

すいません、前回じゃなしに前々回ですね。年末のときの維新さんからのご発言を受けて、当然私どもの中では、じゃあ、追加的に法改正したほうが、より特別区の権限強化につながるというものについてピックアップしまして、知事、市長と相談の上、協議すると思いましたが、ただこれはかなり、これまで国とも協議してなかったのが、ハードルも高い話ですので、その可能性について相談してるというレベルでございまして、今段階、その実現のめどもついておりませんし、基本は今の、先ほど言いましたように、制度案では教職、義務教、国庫負担であれば都道府県の制度のままという形で、今、協議をお願いしてるところです。仮に国とある程度話が進んでくれば、改めてご説明してということももちろん必要だったとは思っておりますが、今段階でそういう状況には至っておりません。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

今、横山委員が言いはったタイミングじゃなくて、手向局長が言うのは多分12月26日の話やね。ということは、山下委員の発言やね。と思うんですね。だから、それだけ取って、え、そんなところまでしてるってちょっとおかしくありません。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

12月26日のは確か会派代表の取りまとめ意見で、方向性に関する意見開陳だったと記憶してまして、ですので、一委員の意見というよりは、この協議会に参加してる会派の意向という形で表明してるはずですよ。それを受けて事務局が動いたというふうに認識してます。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

府費負担教員が政令市に移行して単費支出がかなり増えたというのは事実かどうか、それで財政調整制度が大きく変わるのかというのは、ちょっと事務局、教えてもらっていいですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

超過負担が生じ得るということで、そこを生じないような制度設計で政令市に移管されたものというふうに認識しておりますので、そこは当然特別区に持っていくと。仮に国のほうでお認め頂く場合も、特別区の負担がその権限を持っていったことによって増えることのないようなシステムで持っていくということになると考えております。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

すいません、この議論なんですけど、別に事務局が勝手に、この協定書の中身を変えにかかっているという話ではなくて、土台に乗るかどうかを相談してるレベルの話です。しかも、この我々の目の前に積まれてる協定書の内容についても、全てこの場で議論した上で、これは検討しろ、これは検討するなというふうに整理して全部ここに積み上がったものではなくて、一定事務局の裁量の中で「これは要るよね」というものが積み上がったものを、我々はそれを土台に議論してるので、相談したことを、何か鬼の首を取ったようにですね「勝手にやった」「勝手にやった」という議論はちょっと違うのかなと思ってまして、それを言うのであれば、この協定書自体も、じゃ、どこまでが我々議員が指示して作らしたのかという議論を一からするつもりですか。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

いや、そういうことを言ってるんじゃないかって、すごく大きな件やから、それだったらこの26日までにこういうことも考えていきますって、これ大きい話、言うとなあかんのちやいますかって話ですよ。

これまたま今、ふらっと聞いて、僕、この4つの法律だけやなって念のため確認したら「教職員の」って出て、「え」って思って、「書いてへんな、4つに」と思って聞いたらこんな話ですよ。知ってはりましたか、皆さん。ということですよ。だから、これについてはやっぱり、しっかり、やっぱり12月26日までに事務局から報告なり提案なり、会長通じてでもいいですけど、しとかなあかんかった件ちゃうんですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

26日にご意見頂いてから国と調整というか国に相談いたしましたので、国には年を明けからという状況です。先ほども申しましたけども、仮にこれを制度的に変えることにな

りましたら、当然この法定協議会の権限になりますので、その際には経緯と内容についてご説明した上で、それでご判断が頂ければ変えると、そうでなければ変えないと、もちろんそういう性質のものだろうと思っております。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

手向局長言うように、先ほど府費負担から変わっても特別区に大きな財政負担がないようにとおっしゃったように、今、事務方がやってくれているのは国との調整で、この素案を大きく異なるような話じゃないところをやってくれてると思っております。川嶋さんが言う修正って、もう前提条件を覆すようなことを今さらやるのかというところで多分線引きはされると思うんですけど、そういった応じれることはちゃんと応じてくれているというのが今の流れだというふうに思っております。

(今井会長)

えっと、もうこの協議はちょっと終了したいんですけど、川嶋さん、そうしたら最後に。

(川嶋委員)

少なくともこれ大きな件で、12月26日の山下委員が会派を代表してとは言われて意見表明された中で、その言葉を取ってやられてるということは、非常に我々としてはちょっと疑問です。ですんで、これについては改めてしっかりと議論することを求めておきます。

以上です、会長。

(今井会長)

ありがとうございます。この協議は終了とさせていただきます。基本的方向性での決定済みの内容については、これについてはお引き取り願いますけれども、国との協議は続いていきますので、事務方での対応も含めてしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目に進みます。

まずは区役所の事務と組織体制から入りたいと思っております。同じく区役所の体制が焦点となる災害対策及び体制と併せて進めさせていただきたいと思っております。

資料5と6について、事務局から説明願います。

大下部長。

(事務局：大下制度調整担当部長)

資料5、区役所（地域自治区の事務所）の事務と組織体制についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ上段では、新たな区役所の役割について記載しております。

身近な行政の充実を担う特別区において、最も住民に近い地域にあってそのニーズに沿ったサービスを提供する拠点として、窓口サービスの提供だけでなく、保健師による家庭訪問など、住民に密接したサービスや地域協議会の運営など、住民の多様な声を行政に反映するための事務を担うこととしております。下段には、区役所で実施する主な事務を分野ごとにお示ししております。

こうした区役所が担う役割を踏まえまして、2ページの上段のところでございますが、各区役所の長の下、区役所の取りまとめなどを担う総務・地域活動支援部門のほか、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置し、地域ニーズに対応する体制を整備いたします。

また、区役所の職員配置につきましては、2ページの下段にありますように、区役所で担うべき事務に応じた職員を配置することとし、具体的には、現在の区役所における従事職員数を基に算定をいたしております。その結果、平成28年4月1日時点での現在の区役所全体の職員数4,447人のうち、区役所において窓口サービス、住民に密接したサービスなどを引き続き実施するのに必要となる3,398人を配置いたします。また、内部事務、企画部門の事務につきましては、特別区本庁において総合的・包括的に実施することとして1,049人を配置いたします。

次に、3ページでございますが、ここでは区役所ごとの部門別の職員数をお示ししております。なお、具体の職員配置につきましては、設置準備期間中に検討することとしております。

資料5の説明は以上でございます。

続きまして、資料6、災害対策及び体制についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページの上段に、特別区設置後の災害対策について、基本的な考え方をお示ししております。特別区設置後は4つの特別区が独立した自治体として、地域の実情を踏まえ地域防災計画を策定し、災害予防や体制整備に取り組むとともに、災害時には本庁に災害対策本部を設置し、特別区長の下で災害対応に取り組むこととなります。

また、区役所は、この災害対策本部の下、現行と同様に避難受入れなど地域自治区内の被災現場における対応を担います。また、平時におきましては、地域に密着した災害対策等を本庁と連携して実施いたします。なお、これらの役割分担等の詳細につきましては、設置準備期間中に検討し、各特別区の計画案に反映させていくこととしております。

その下から2ページにかけての表では、本庁と区役所における平時及び災害時でのそれぞれが担う役割について、現行と特別区設置後の比較をお示ししております。現在、災害時には、大阪市域に1つの対策本部が設置されますが、特別区設置後は、身近な特別区ごとに対策本部が設置されることで、情報収集や災害対応をより迅速に行えることが期待されます。また、区役所では、現行、災害時には区長を本部長とする区災害対策本部を設置しておりますが、特別区設置後におきましても、特別区の防災計画に位置づけることで各区役所に区災害対策本部を設置することも可能であると考えております。

次に、3ページをお開きください。

災害対応にかかる職員の体制についてでございますが、上段網かけのところ記載のとおり、4人の特別区長が、より地域の実情に即した災害対応を行うこと、また、配置先が特別区域の内外に関わらず、職員は定められた役割に取り組むことが基本となります。

下段の右側には各特別区の職員数を記載しております。淀川区及び天王寺区につきましては、現大阪市本庁舎（中之島庁舎）に配置される職員数も記載しておりますが、これらも含めまして、配置先に関わらず、各区の職員はそれぞれの役割を担うこととなります。

5 ページをお開きください。

参考資料として、特別区の設置前後で特別区域内に配置される職員数がどう変わるのかをお示ししております。区域ごとの全体の職員数は所掌事務や工営所等の管轄区域が異なり単純比較できないことから、参考として、庁舎コストの試算で用いた区役所庁舎に配置される職員数との比較を行っております。

6 ページの総括表のほうをご覧ください。

上段に平成28年5月1日時点での現行の大阪市における区役所職員数を、下段に特別区設置後の区役所庁舎への配置職員数をお示ししております。両者を比較いたしますと、全ての特別区で職員数が増加すると見込まれますことから、災害時に必要な体制を整えることが可能であると考えております。

次の7ページ以降は、同様の比較を特別区ごとに見たイメージ図でお示ししておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

（今井会長）

ありがとうございました。

それでは、ご意見がありましたらよろしく願いをいたします。

横山委員。

（横山委員）

まず、区役所事務と組織体制についてご説明頂いたと思います。資料では、窓口サービス部門も当然のこと、総務・地域活動支援部門や、保健福祉センター業務も引き続き区役所において実施されることが明確になっています。これ住民さんにとっても、区役所が残って窓口サービスや地域支援業務、地域防災活動も残ることが明確になって、非常に分かりやすい資料だというふうに思います。

すみません、以上です。

（今井会長）

西崎委員。

（西崎委員）

区役所の窓口というのは多くの住民の皆さんが住民票の交付や子育て、福祉等の各種届出や申請を行う窓口であります。これまで我が党からは、特にこの窓口サービスの継続というのを強く訴えてまいりました。一方で、それと同等に、地域防災活動、地域団体の支援、保健師による保健活動やケースワーカーによる生活保護業務など、区役所の職員が地域に赴き住民生活を支える業務も非常に重要であるというふうに考えます。

今般、我が会派から要望した資料におきまして、特別区移行後も24か所の区役所におい

て、住民生活に密着しているこれらの業務が引き続き実施されることが明確に提示されました。従来どおり、この24か所の区役所で幅広い住民サービスが実施されることはもとより、さらには特別区長のもと、地域の声に寄り添った行政サービスが実現されるということで、今後、住民の皆さんに制度案の説明をする際は、区役所において窓口サービスだけでなく、保健福祉センターや地域活動支援等も引き続き実施されるということを伝えていただきたいというふうに考えております。

以上です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

私からは災害対策と体制について確認をさせていただきます。

先ほどの区役所の業務と体制の資料とも併せてみますと、区役所の主要業務に関わる職員が従来どおり配置されていることに加えまして、本庁職員も区役所庁舎に配置されるということで、これらを総合的に見ますと、災害対策を実行できるマンパワーは住民に一番近い24か所の区役所の中に備わっているということは確認できました。災害時には、これらの職員が総力を挙げて被災状況の把握であったり避難所の運営、避難者の健康管理など、24区単位でしっかりと対応できるということは安心できることだというふうに思います。

その上で、まず事務局にちょっと確認をしておきたいんですが、この資料で区役所における災害対策活動の詳細な内容については特別区の地域防災計画に基づくことになると示されておりますけども、この特別区の地域防災計画はどのように策定していくことを想定してるのか、確認をさせてください。

(今井会長)

中野課長。

(事務局：中野事務事業担当課長)

お答えいたします。特別区設置後は、各特別区が地域の実情を踏まえ、災害予防や応急救助などの災害対策に取り組むこととなるため、各特別区がそれぞれ独立した自治体として災害対策基本法に基づき、特別区地域防災計画を策定することとなります。また、特別区設置当初からこれらの災害対策を適切に行えるよう、特別区設置の時点におきまして4つの特別区地域防災計画が策定されている必要があるものと認識しております。そのため、設置準備期間中に関係部局におきまして、各特別区の地域の実情を踏まえ、災害時の具体的な対策や体制等の詳細を検討し、計画案を作成するものと考えております。

以上です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

現在の区役所では、災害時には区長をトップとする24か所の区の災害対策本部が置かれ、そのもとでいま区内の災害対策活動を行うというふうにされています。また、平時においても小学校区単位で防災訓練等が積極的に行われておりまして、常に区役所と連携しながら災害時に対応する、そういった体制が敷かれております。直近の台風被害においてもこういった体制で機能をしてきております。

先ほど申し述べましたように、特別区になっても24か所の区役所にはマンパワーが備わっておりまして、現在と同じように災害対策活動を行うとすれば、必然的に区役所の中でそれらの活動を統括していくとともに、本庁に置かれる災害対策本部とともに、連携を密にする本部機能が区役所単位でも不可欠になるんじゃないかというふうに思います。

こういったことから、設置準備期間中に策定していくこととなります特別区の地域防災計画には、24か所の区役所単位での災害対策本部の設置というものを盛り込むべきだというふうに考えるんですが、これちょっと松井市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(今井会長)

松井市長。

(松井委員)

住民投票において特別区が承認をされ、準備期間に入りましたら、いつ災害が起こるか分かりませんから、それは24区単位で今と同様に災害対応ができる区役所機能というのは維持をしないと。それを維持できるだけのマンパワーは十分にあるということが今日示されたと、こう思っております。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

特別区の地域防災計画には、24か所の区役所での対策本部を設置、盛り込む方向だということで確認させていただいたというふうに思います。地域防災計画の策定に当たっては、本庁舎と区役所の位置関係や本庁職員を含む配置状況などを踏まえながら、各区役所においては救護班や避難受入れ班などの班体制を整備するなど、しっかりと地域防災計画を策定していただきたいということを申し述べておきたいというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

私からは本部機能のことについて少し意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいま24か所で災害体制が維持されるということを市長からも答弁を頂きまして、マ

ンパワーのところについても公明党さんから確認がありました。本部機能のほうなんです
が、まさに今は、1つの危機管理体制、1つの市長の中で中之島に全てが集約されてい
ると。これが特別区になれば4つに分かれるというのが、我々が常々申し上げてきた最大の
災害対策のメリットだと思っているんです。逆に言えば、特別区になったら4つ危機管理
体制、災害対策本部が置かれるものを、仮にもう1回中之島の1つに統合しようという議
論をし出したら、これはもうとんでもないことやとみんな思うと思うんですよね。そうい
った観点からも、この4つの本部機能があって、そこにそれぞれ特別区長がいて、指揮管
理体制が細分化される。きめ細やかに災害に対応できる本部機能があるということに対
しても、いまだに、あまり周知されてないというか、淀川を越えていけないといけないとか、
そういう議論になってますんで、危機管理体制の本部自体は各特別区にしっかり置かれて、
そこに首長もいると、この部分についてもやっぱり局としてしっかり広報していった
いただきたいと、これを申し上げて私の意見を終わります。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

私からもこの資料を見せていただいた意見というか感想を申し上げたいと思います。

これを見せていただければ、改めて本庁機能がいかにかこう、タコ足になるのかというこ
とと、区役所にいかにかこう、職員が詰め込まれるのかということは非常に明確になったの
かなというふうに思います。増やさなければならぬ職員をなるべく詰め込みますから、
確かに区役所に今よりはたくさん人がいると、それは分かりましたけれども、その人たち
が具体的にどう動いて災害対応に当たれるのかというのがやっぱり見えてこないように思
います。例えば、本庁職員として各区役所に配置されてる人は、事あれば、やっぱり例え
ば建設局みたいな人であれば道路のことだとか、都市整備局みたいな人だったら市営住宅
とか公共建物だとかという、やっぱり本庁職員としての任務があるわけで、地域自治区
の対応のためにどの程度働けるのかなというのは非常に疑問です。

それから同時に、職員の配置先が区域の内外に関わらずというふうに簡単におっしゃる
けれども、やっぱり例えば淀川区の建設とか住宅の本庁機能がもし中之島にあった場合
には、そういう人たちが川越えて淀川区域の中に行って建設とか住宅の対応ができるの
かなというの、ちょっとその辺も分かりません。

それから、今の大阪市であれば、区役所、何かあったときに、時間外に災害発生したと
きに、直近の区役所に出勤するとかっていう直近参集者制度というのがありますがけれど
も、これもオール大阪でなくなったらかなりこう狭まっていくのかなという点では、この
辺の体制なんかも今よりはやっぱり薄くなるのかなというふうに思います。

なので、区役所にこれだけ人がいます、だから大丈夫ですという、そういうなんか一番
こう「安全ですよ」「安全ですよ」っていう、そういう説明で大阪市を潰すかどうかとい
う住民投票への説明がこれで事足りたというのは、私は違うのではないかなと。いろい
ろもっと心配なことは、細かく見ていったらあるのではないかなというふうに思います。

以上です。

(今井会長)
藤田委員。

(藤田委員)
山中委員にお伺いしたいんですけども、今のままであれば大阪市の建設局というのはどこにいるんですか。

(今井会長)
山中委員。

(山中委員)
各工営所にいますね。

(今井会長)
藤田委員。

(藤田委員)
今の建設局の本庁機能は中之島にいます。今でも淀川で災害が起こったときには淀川を越えていけるかどうかという話です。

(守島委員)
A T Cです。もっと遠いです。

(藤田委員)
A T Cか、ごめんなさい。すみません、もっとタコ足でした、A T Cでした。今でも、大阪市のままでも各特別区に行ってるわけですよ。それを、何かあたかも特別区になったら急に行けなくなるような議論というのは、もう反対のための反対の議論なんで、取り合わないでいただきたいと思います。

以上です。

(今井会長)
山中委員。

(山中委員)
いや、違います。工営所に現場はいます。ただその指揮系統がどういうふうになっていくのかというのがこれでは全然見えないということです。

(今井会長)
横山委員。

(横山委員)

はい。移行期間中にですね、各特別区でハザードのレベルによって防災計画を綿密に立てていくと。今、1危機管理体制が4つに分かれて、さらに住民密着になっていった上ですね、24区本部もその機能も残っていくと。しっかりした防災、災対の計画を立ててですね、レベルに応じた、それこそ本当に大きなビッグハザードが起きたらですね、総出で取りかかっていくわけですし、それは災害のレベルによって綿密に決めていくものですから、今直ちにここでその全てを議論するのは不可能です。これは移行期間中にしっかりと計画の上で災害体制に臨んでいくという体制の確認が今日できたというふうに思っております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

ですので、申し上げているのは、区役所にこれだけ人がいますよという、これでもう十分だという、そういう考え方で、それでもし、もしも住民投票で可決されたら、その後に、後のことは全部決めますということでは非常に不安だということです。

(今井会長)

守島委員。これ最後でよろしくお願いします。

(守島委員)

これもともと山中委員と北野委員がテレビ討論でも今の行政区単位での防災体制が取れないということをおっしゃってたんで、それに対して人員も含めて対応できますよという回答になってるんで、それに対しては答えているものというふうに思っています。

(今井会長)

松井市長。

(松井委員)

山中委員、これはどちらがより災害対応としてよりベターかの話なんです。どちらのほうが住民にとってより安全度が増すかの話です。今の大阪市でしたら、市長の僕が災害時に24区に対して指示を出すわけですが、24区に。それは特別区になれば、特別区長が6つから5つの各区役所に指示を出す。そのほうが明らかにスピード感を持って対応できるのはもう明らかだと思います。今も区役所の職員は災害時の担当専任の職員じゃありません。ほかの仕事をしながら、災害時には災害対応をしていくわけですが、ほかの仕事を。だから、区役所職員がマンパワーとして各区役所に増えるのであれば、今よりは災害対応力は上がると、これは目に見えて明らかなので、ここはもう山中委員にもぜひご理解を頂きたい。今よりはよりましたになるということだけは確かです。

(今井会長)

これで終了させていただきます。

関連ですか。川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません。いろんな今、議論があったんですけども、きちっと精査したいと思って、区役所に残る事務と本庁に移管される事務、それぞれの職員数をきちんと把握したいなど。これだけ細かい資料が出てくるんですから、本庁の職員についても地域自治区の区役所の職員についても、事務と組織体制の積算の根拠になったものを、すみません、またちょっと欲しいんです。きちっとこれ議論させてもらいたいなど。また市会のほうでも予算委員会もあるし、そこでも議論させてもらいたいなど思っていますので、事務局方、すみませんが細かい積算根拠を出していただきたいと思います。

あわせて、1つだけ。やっぱり災害に関しては市町村事務である消防というものが、府県、大阪府にいくという中で、また災害ということを考えていかないといけないなど思っていますので、そこも含めてまた今後議論させてもらいたいと思うのでよろしくをお願いします。

以上です。

(今井会長)

この件については引き取らせていただきます。

(川嶋委員)

資料だけお願いします。

(今井会長)

ほか、何かご意見ございますか。

特別区設置後の災害対策の検討については、ただいまの議論を踏まえた上でしっかりと取り組んでいただけるようよろしく今後ともお願いしたいとは思っています。

次に、市民利用施設（集客施設等）における優遇措置について、事務局、説明お願いいたします。

大下部長。

(事務局：大下制度調整担当部長)

資料7、市民利用施設（集客施設等）における優遇措置についてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページの1、特別区設置後における考え方をご覧ください。

大阪府に移管する施設には、現在大阪市民を対象として利用料金の減免等の優遇措置を行っているものがございます。協定書（案）では、事務の承継の方針として、特別区設置

の際には、大阪市が実施してきた特色あるサービスについて、その内容や水準を維持すること、また、特別区設置の日以後においても、サービスの内容や水準を維持するように努めることとしておりますことから、これらの趣旨を踏まえまして、施設が大阪府へ移管された後も特別区民に対する優遇措置を維持するということを基本的方向としてお示ししております。

下段の2、市民優遇措置の状況では、現在大阪市が市民優遇措置を行っている施設のうち、大阪府に移管する集客施設等につきましまして、それぞれの措置状況を取りまとめております。これらの施設の利用料金につきましましては、障害者手帳等をお持ちの方などは、住居要件に関係なく無料としておりますが、さらに市内居住者に対する優遇措置といたしまして、いずれの施設も65歳以上の方を無料とし、また、天王寺公園内の施設においては小中学生も無料としております。この市民を対象にした優遇措置の適用状況につきましまして、当局において行った粗い推計値ではございますが、表の右端の欄に記載のとおり、平成28年度時点における利用料金の免除額として、延べ約25万人に対し約9,100万円と推計しております。

2ページには、参考として各施設の料金体系などの状況を掲載しておりますので、後ほどご覧頂ければと存じます。

資料の説明は以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

肥後委員。

(肥後委員)

公明党の肥後でございます。

前回の協議会におきまして、この大阪府に移管されるこれらの施設における優遇措置の継続について、協議をしていただきたい要望をさせていただきました。公明党としましては、これまでも動物園を例に挙げまして、大阪府に移管される市民利用施設や集客施設などの市民優遇措置がどうなるかについて確認をしてまいりましたが、府において検討というのがこれまでの事務局の答弁の趣旨だったというふうに思います。今年度の協議会におきましては、委員間で建設的な協議を行いまして、協定書(案)では現在の住民サービスが維持されることがより明確になったところであります。

こうした経緯を踏まえまして、今回示された資料では、これらの施設が府に移管されても特別区民は従来の優遇措置を継続して受けられるということが基本的な方向性としてしっかりと示されたところであります。

その上で、府の施設になったときのことを考えますと、特別区民と特別区民以外の府民との間で割引があるかないかという差が生じないように、特別区民以外の大阪府民へも優遇の対象を拡大すべきと考えますが、この辺につきましましては吉村知事の見解を教えてくださいたいと思います。

(今井会長)

吉村知事。

(吉村委員)

まず、特別区民の皆さんにこの優遇措置は継続されるわけですので、今でいう市内在住の65歳以上の方は無料になってると。これが府立施設になったときに、特別区民の皆さんの65歳以上は無料だけど、そうじゃない人は違うというのは、これは明らかにおかしいと思います。なので、府立施設になったときには、その優遇措置を府民に拡大するという方向で検討していきたいと思います。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますし、府民の皆さんからしたら、住民サービスの向上という点でも受け入れやすいというふうに思っておりますので、どうか対応のほどよろしくお願い申し上げます。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

私も肥後委員と同じ意見でございますけれども、懸念されるのは、大阪府への財政の影響だというふうに思っております。ということで、事務局に何点か確認をさせていただきたいんですが、まず、この資料1ページの市民優遇措置の適用状況の推計、延べ約25万人、約9,100万円の入場料等を免除というデータなんですけど、こちらのデータの算出の根拠、何から算出されているかをお教え頂けますか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

失礼します。今、委員からご指摘のありました市民利用施設の推計値についての考え方ということでございます。それにつきましてですけれども、市民利用施設の一部についてはこれを算定するに当たって、減免の実績というのが把握できたんですけれども、市民を対象とした減免実績を把握していない施設が結構多くありました。そのため、多くの施設において推計を行ったということでございます。

その際に、推計の基礎となる市民優遇措置の対象者が占める割合とございますか、それについて、利用者のアンケートを取っている施設、結構ございますので、その利用者アンケートの回答等を用いて行うことにしました。その利用者アンケートを行っている施設につ

いては、その結果を基にして、また、アンケートを行っていない施設についても、それに類似する施設のアンケート結果等を適用して推計をするということとしました。

このように、当局において算出した非常に粗い推計としてなんですけれども、お示したものでございます。

以上でございます。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

はい。ありがとうございます。それでは、そのデータに基づきましたら、入館者の構成比、大阪市以外の府内在住の入館者の割合はどの程度、割合というか人数ですね。どの程度になって、また、その方々に優遇措置を拡充させた場合、どれくらいの入場料の減免になるのかお教えてください。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

先ほど申しあげましたように非常に粗い数値ではあるんですけれども、施設の利用者アンケート結果を基に出した粗い数値なんですけれども、資料にお示ししている市民利用施設ということについて減免対象を府民に広げた場合、大体対象延べ約15万人が増えて、影響額としては約5,600万ぐらいになるかなという形に思っております。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

規模感は分かりました。5,500万円と、府の財政状況厳しい中で、5,500万円は大変厳しいところでありますけれども、実現不可能な額ではないのかなというふうに思いました。天王寺動物園なんかであれば、お子さんと一緒に大人の方も来られますので、そういったことも考えると大人の入場料も取っていけるということから、実現可能性は高いというふうに思っておるんですが、であれば、一定そういう天王寺動物園はじめ、これら社会教育施設ということも考えると、今すぐ、これらの施設、特別区に移行しましたら、府民まで減免をするんだということであれば、今すぐ、これらを減免するという考えは、吉村知事、ないのかお教えてください。

(今井会長)

吉村知事。

(吉村委員)

ないです。今は市立施設でやってるわけですから。

(松井委員)

それ聞くんやったら僕に聞いてくれんとあかんけどね。

(吉村委員)

市立施設でやってるんで。

(今井会長)

ちょっと整理して。

(原田委員)

ありがとうございます。一定、橋下市長が25年度から市外の府民からお金を取ると、小中学生から入場料を取るという議論のときに、周辺市も一定負担をしていただければ無料にするという考えを示されてたかなというふうに思うんですが、今すぐに市外の府民に対しても、大阪府が一定負担をして、無料にしていくという考えはないのかどうかをお教えいただけますか。

(横山委員)

会長。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

すみません。私が答弁するわけじゃないんですけど、基本的に肥後委員がご提案の下、知事が方針表明されたというのは非常にこれは大きいと思いますし、原田委員も広域の議員としてご賛同頂いてると思いますんで、ただこれを今適用するかとか、それはちょっと協議会の議論とはちょっと違うと思いますし、協議会の制度としては粛々とこれを確認した上で、府議会のほうで持ち帰って、またこれは特別区移行後になるんですかね、そっちのほうでまた議論していけばいいというふうに思います。

(今井会長)

この点についてはそのとおりで、ご意見としては承っておきます。

次の質問。

(原田委員)

いや、すみません。今、賛同するというふうにおっしゃられたんですけども、もし移行された場合、府民に広げていただきたいと言ったので、制度案自体に賛成をしたという

わけではございません。

(今井会長)

意見としては、お伺いしておきます。
知事。

(吉村委員)

分かりやすく言うておきますけど、これ、特別区に移行して府立施設になれば、これは当然バランスとしてやらなければいけないと思っています。65歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんが、特別区民かそうじゃないかで府立施設で優遇措置が変わるといのはおかしいから、これはやっぱり対応していかなきゃいけないと思ってますが、今の状況で何か特別な予算措置をするつもりはありません。

(原田委員)

わかりました。

(今井会長)

よろしくお願ひします。
ほかにご意見ございますか。
山中委員。

(山中委員)

私はこれまでこの問題については、特別区設置後、大阪府において適切に処理されると、こういう、ずっとこういうご答弁でした。これが妥当なんだろうなというふうに思うんです。もちろん本当に、仮にもしそういう特別区になれば、今議論されてるような方向になればそれが一番望ましいとは思いますが、しかし、やっぱりそのときの府や府議会が決めることであって、事前に優遇措置を維持するという表明したとしても、それがやっぱり何の保証になるのかなという感じがいたします。府議会の裁量に将来的に委ねられるものであって、前もって拘束することはやっぱりできないだろうなというふうに思います。申し上げておきます。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

山中先生、それ言うと今も一緒なんですよ。市長と市議会で決めてるんですよ、毎年の予算の中で。だから、府議会へ行けばね、これがなくなるようなね、それじゃ今の府議会も、共産党の皆さんもいらっしゃるわけだし自民党もいらっしゃるわけだから。だから、府議会へ行ったらこれがなくなるような、そういうレッテルの貼り方とかね、決めつけの意見はちょっと慎んでもらいたいと思います。

(今井会長)
山中委員。

(山中委員)

私はなくなるとかそんなことは言っていません。書いたところでそれが続く保証というのではないでしょうというふうに申し上げます。別に今この時点で、じゃあ、大阪市が残ったときに、これ未来永劫続けますかという、そういう議論をしているわけでは全くありません。関係ありません。

(今井会長)
松井委員。

(松井委員)

大阪市でもそれは同じですね、だから。

(山中委員)

書く、書かないという話じゃないじゃないですか、今。

(今井会長)

これはもう引き取ります。
ほか、ご意見ございませんか。
中村委員。

(中村委員)

ちょっと懸念してることというか、気になるところがありますので1点確認したいことがあります。それは住民サービスの維持の観点でということで、ちょっと事務局にお聞きします。

保育所、幼稚園の入所、また通園、小中学校の就学などの行政については、特別区設置に伴って内容・水準が低下することのないよう対応することが重要であります。行政区の区域を越えて保育所に入居している親御さんからは「特別区になったらこれまでの保育所に通えなくなるのではないか」といった不安な声が聞かれます。現在の大阪市では、24区であればどの保育所でも利用することができ、中には住所地の行政区とは異なる行政区に所在する保育所にお子さんを入所されている市民の方もおられます。特別区という新たな枠組みができることにより、現在利用されている保育所がお住まいの特別区とは異なる隣の特別区になってしまうケースも十分考えられます。

我が会派としては、特別区設置に当たっては、現在提供されている住民サービスが低下することがないように対応することが必要だと考えますが、入所している保育所が住所地の特別区とは異なる特別区になった場合でも、引き続きこれまでと同じ保育所を利用し続けられるのか、事務局に伺います。

(今井会長)
辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

保育所はほかの自治体に所在する保育所であっても制度上は利用することは可能ですけれども、大阪市では市民の利用希望が優先されるよう調整を今、行っているところでございます。この現在の保育所利用調整基準では、市外在住者は保護者の就学とか就労などの状況に関わらず、他の自治体居住という、そういう要件だけで大阪市民よりも優先順位が低くなるよう設定されております。そのため、特別区設置により別々の自治体となってしまうえば、継続して利用できなくなってしまうんじゃないかというご心配を委員のほうはされてるのかな、そういうご指摘なのかなと思います。

それについてですけれども、特別区設置後におきましても、現在のサービスを維持する方針の下、既に入所している利用者は、区を越えることになる場合であっても、引き続き同じ保育所を利用できるよう4つの特別区間で協定を締結するなど、連携手法を特別区の設置準備期間中に調整することとなるというふうに考えております。

(今井会長)
中村委員。

(中村委員)

はい。この保育所の利用につきましても、将来的に保育所を利用しようと考えている皆さんからも「他の特別区にある保育所が利用しにくくなるのでは」といった不安な声が、正直言って聞かれます。こうした不安を払拭するため、十分な広報・周知を行うとともに、保育所の利用調整におきましては、他の特別区に居住していることによって不利に扱われることにならないよう入所基準を工夫するなど、十分検討を行っていただければというふうに思っております。

また、このほかにも小中学校につきましても一部行政区をまたいで通学される児童生徒さんがおられます。市内の小中学校では、現在でも市域外に居住されているお子さんの就学を受け入れられておられますので、この特別区設置後においても、特別区間をまたぐ学校への就学につきまして、引き続き同様の対応ができるよう要望させていただきたいというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

ほか、ございませんか。

ご意見等がございませんので、この項目はこれで終了とさせていただきます。

この項目は住民サービスの維持という協定書への記載事項にも関わるものになります。ただいまの議論を踏まえまして、しっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

次に、本日予定している協議事項は以上ですが、そのほかに何かご意見、ご質問等がありますか。ないですか。

ご意見がなければ、最後に、第25回協議会で協議いただきました大都市制度の経済効果に関する調査結果について、事務局から報告がありますのでよろしく願いをいたします。

(今井会長)

松井部長。

(事務局：松井総務・企画担当部長)

昨年8月26日開催の第25回法定協議会におきまして、会議資料1として提出させていただきました大都市制度の経済効果に関する調査報告書につきまして、誤記等が判明いたしましたので、お詫びして訂正いたします。

具体的な訂正内容につきましては、お手元の参考資料、報告書の一部訂正、2枚目のほうに一覧表をつけてございますが、数式記号や出典資料名などに誤記等があることが判明したものでございます。今回の誤りは、報告書原稿を作成する際に誤記等が生じたもので、今回、改めて受託事業者において報告書全体の再チェックも行いましたが、実際の効果額算出は正しい数式で計算されていることを確認しておりまして、効果額の算出結果に影響はございません。訂正につきましては2月20日付けで報道発表を行うとともに、ホームページに掲載している報告書も訂正しております。

説明は以上でございます。このたびは申し訳ございませんでした。

(今井会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。この後、第3委員会室におきまして代表者会議を開催いたしますので、各会派の代表者の皆様方のご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは終了します。ありがとうございます。